

日本学術会議法人化準備委員会（第13回）

議事録

1.日時：2026年4月24日（金）14：00～16：04

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、三枝 信子、磯 博康、吉田 文、
川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫、沖 大幹、北川 尚美

○光石委員長

定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第13回を開催いたします。本日の出欠につきましては、第二部の堀先生がご欠席と伺っております。

まずは、前回の委員会で示されました内閣府令案に対していただきましたご意見について、内閣府から回答案が示されるとともに、新たに政令の案が示されましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは資料1に基づいてご説明をさせていただきます。

まず一つ目、業務運営府令案についてでございます。こちらの正式名称は、日本学術会議の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令ということでございまして、前回の本委員会においてご説明させていただいたものでございます。その際に、委員の皆様から、この四角で囲っている部分のご意見をいただきました。すべてご紹介することは控えますけれども、法案の附帯決議を踏まえて、監事の活動において、日本学術会議法第2条の趣旨を尊重することや、独立性、自律性、自主性を尊重する旨の条文を入れることをお願いしたいなどのご意見でございます。いただいたご意見につきましては、事務局より、内閣府に伝えまして、調整を行ってまいりました。その結果として、内閣府から来た結果がこの回答という部分でございます。

こちらでございますけれども、ご意見を踏まえまして、監事は、法第一条の目的及び第二条の基本理念を踏まえ、職務を遂行する責務を有するという内容を盛り込むよう調整するという返事でございます。法一条、ナショナルアカデミーとしての学術会議の目的で、第二条、特に第二項においては、国がこの法律の運用にあたって、学術会議の運営における自主性及び自律性に配慮しなければならない、これを踏まえて、監事が職務遂行する責務を有するということが、これによって明示されることとなります。いただいたご意見をすべて反映することはできませんでしたが、一定の意見は反映されたものと考えております。こちらが府令案についてのご説明でございます。

続きまして、2番、整備政令案でございます。こちらは正式な名称は、日本学術会議法の

施行に伴う関係政令の整備に関する政令というものでございます。非常にたくさんの政令をまとめて改正するものでございます。全部で20余りの政令でございます。いずれも他の法人と横並びで、法人としての学術会議を追加していくものになります。細かい中身一つ一つご説明することは避けさせていただきますけれども、例えばということでご説明させていただくと、我々、国家公務員が、法人化後の学術会議でお仕事をさせていただく場合には、一旦国家公務員から外れて、学術会議の職員として仕事をし、戻る時はその逆を行います。その際に学術会議の方で勤務させていただいた期間を退職手当の通算勤務期間としてカウントしないと、そこが不利になってしまいますので、そこもちゃんとカウントするための改正でございますとか、あとは障害者の雇用の促進とか、中小企業の受注の確保とか、女性の職業生活における活躍の推進とか、いろんな、国全体として進めていかなければならないような取り組みについて、法人としての日本学術会議も同じようにやっていくために、学術会議を、他の法人並びで追加するといったようなものでございます。いずれも学術会議のオリジナルの何かということではございませんで、他の特殊法人等との横並びで追加をさせていただきたいというものであると承知をいたしております。資料1の説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。まず、前半について、ご意見をいただいた皆様、ありがとうございます。三つ出していたのですが、そのうちの一つについては、それなりに反映されたということです。残りの二つは反映されていないということです。この点について何かご意見、質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。川嶋先生、大丈夫でしょうか。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。あまり大丈夫ではないですけれども、事務局の方で大変なまとめる作業をいただきまして、本当にありがとうございます。しかも、ここにまさにその修正案という形でまとめていただいたところのものは、前回の私たちの議論、あるいはその懸念の部分を的確にまとめていただいて投げかけていただいたということで、本当にどうもありがとうございます。おそらくやむを得ないのではないかと思います。一見、実質ゼロ回答のような感じも致しますけれども。ただ、今おっしゃっていただきましたように、こういう確認的なものを入れていただいたということは、それなりに意味があるのではないかなと思います。もちろん、これがなくても、法を遵守して監事が監査をしてくださるということですので、あえて書く必要ないのかもわかりませんが、確認的であれ、日本学術会議法の目的とか、あるいはその理念というのをきちんと踏まえた上で、監事の監査をやっていただけるということが明らかになりますので、これはこれでよろしいのではないかと思います。どうもありがとうございます。

○光石委員長

はい。この回答があったということです。

○川嶋委員

よろしいですか。おそらく、これが一般に示された時に、感想として述べられる可能性のある懸念があるのではないかと思います。この新日本学術会議法一条のところは、目的は書かれてはいるのですけれども、「学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること」と書かれております。もちろん、その前に「学術の向上発達を図る」という、ベーシックな部分も書かれているのですけれども、「社会の課題の解決」に視点を置きますと、結局、評価の対象となる次期の学術会議の意思の表出が、例えばこの「社会の課題の解決」に寄与をしているかどうかというようなことも、問われかねないことにはなるかと思いました。ただ、それは解釈の問題で、寄与というのが、結局短期的、長期的、いろいろありますので、それらは学問の性質によって変わってくるということで、その問題には対応できるかと思いました。

それから二条の基本理念。法がこう書いてあるので仕方ないですけれども、今おっしゃっていただいた、「自主性及び自律性に常に配慮しなければならない」と書かれていますので、こういうことは配慮していただけたとは思われます。ただ、この法案の問題として、私たちが指摘しておりました、独立性というのは書いてない点です。それは法人化したので独立は当たり前だということですが、このあたりで、結局、基本理念自体も、現在の日本学術会議と比べて、ちょっと弱くなったような感じがします。したがって、「法第一条の目的及び第二条の基本理念を踏まえ」と書かれています。どこまで踏まえて学術には干渉しない形で監査をしていただけるのかというのは、実際にやっていただかないとわからない。やっていただいて初めて、具体的な監査のあり方が明らかになるということだとは思っています。とりあえず、一般的なコメントで申し訳ございません。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。他の方、よろしいでしょうか。

○磯委員

こちらの意見への回答が政令に落とし込まれるとこうなると理解しました。川嶋先生と同様なコメントです。

○光石委員長

一応事前に聞いていただいているということではあります。

○磯委員

そうですね。0.3歩ぐらい前進していると思います。

○光石委員長

はい。そうですね。

それでは、後半のところについてはいかがでしょうか。主には、職員に関するところと思

います。

○川嶋委員

よろしいでしょうか。今ここで、お示しいただいたものは、まさに、現在、内閣府の中にある私たちの日本学術会議が、法人として外へ出て独立して、従前の（現在の）人的な面であるとか、あるいは組織性みたいな組織の機関が、新しい法人に承継されるという、そういうお話ではないかと思いました。そこで、おっしゃった通りで、例えば法人になったことによって、それまで働いておられた方が不利益を被るというのは、絶対あってはいけないことなので、こういう移行に伴う施行令はぜひ書いておかないといけないと考えます。そのあたりは法制局には遺漏がないと思います。それとの関係で、実は、これは大きな疑問と言いますか、あるいは懸念ですけれども、新しい法が出来、特殊法人になりました。そうすると、これまでの日本学術会議の例えば数々の意思の表出でありますとか、様々な活動というものは、当然歴史的なプロセスとしては、新日本学術会議にも基本的にはすべて丸ごと承継されると考えてよろしいでしょうか。それとも、新学術会議の第1回の総会で、従前の、あらゆる意思の表出なり何なり活動は、新日本学術会議の活動とみなすとか、あるいは活動とするとか、何かそういうような決議なり、承認なり、確認なりが必要になるのかどうかということをお聞きしたいですけれども、いかがでしょうか。

○光石委員長

継続してほしいと思います。これはむしろ事務局に聞いたほうがいいと思います。念のためには決議しておく方がいいのかもしれませんが、それには及びませんということかどうかということですね。

○事務局

このあたりは整理の問題なのかもしれませんが、組織形態としては、新しい法律に基づく新しい法人ですので、一旦組織としては切れているわけでございます。一方で、今の学術会議が担っている役割というものは、ほぼそのまま新しい法人としての学術会議に引き継がれるわけでございますので、例えば、現在の学術会議で出した意思の表出について、何か問われたり、説明が要すれば、おそらく新しい法人としての学術会議が当然その役割を担うという意味では、引き続けているという言い方もできるのかなと思います。ですので、法令とかではありませんので、意思の表出自体が、それをもって何か無効になってしまうとか、そういうことではなくて、あくまでも、組織としては変わるけれども、同じ役割を引き継いでいる法人としての学術会議がいろんな意味で説明責任を負うという、そういう整理になるのかなと思っております。

○川嶋委員

そうしましたら、特にその点の確認も必要でなく、当然にそのように受け取られると考えてよろしいですね。

○事務局

そうですね。組織としては確かに別ですけども、役割として別になったとは考えられていないかと思しますので、もちろん改めて、そういったものについては、以前出したものについては、新日本学術会議でちゃんと説明責任を負うというような形で決議なりしていただくようなことはもちろんあり得ると思いますけれども、しないから、何も関係なくなるということでもないのかなと思います。

○川嶋委員

ありがとうございます。例えば具体的に意思の表出を新たに27期で行うときに、おそらく過去に類似の意思の表出が行われたとかというのを調べられることになると思います。その時に私は濃淡が違うことになりかねないのではとの懸念を持っていたのですが、もしも完全に断絶しているということだったら、27期で完全に新たな意思の表出をするということ、過去は過去として、過去に何かあったかもしれないけれども、新たにこういう意思の表出をしますということが言えると思います。それに対して一応承継されているということを考えますと、過去には、例えばこの点については、こういうことについて、こういうような意思の表出があったので、それを踏まえながら、現在の27期あるいは28期ではこういうふうにやりますということになる。つまり、過去へのレファレンスみたいなものの、義務あるいは責任等の点で、若干濃淡が変わってくるかなと思いましたので、お聞きいたしました。

○光石委員長

期の数え方は、法律でも第27期と書いてあるでしょうか。

○事務局

法律上は、1期にしなければいけないとか、20何期にしなければいけないというのは特に規定はないかと思えます。

○光石委員長

私達としては27期と呼びたいと思います。磯先生、どうぞ。

○磯委員

はい。今の川嶋先生のコメントですが、科学的助言等対応委員会では、過去の意思の表出をしっかりと見ながら、それらとの整合性を踏まえて、新たな意思の表出を出すことは、基本的な活動であり、現在検討している憲章の中にも、学術の蓄積の継受と持続的な改革といった項目も入っていますので、当然、次期以降の継続を我々は意識しています。

○光石委員長

はい。もし見られていないようでしたら、さっと見ていただいて、もし何かあればご意見

等いただければと思います。

それでは、議題に入りますが、よろしいでしょうか。

法人化準備委員会の方針案についてという箇所、資料2について事務局からの説明をお願いします。資料2を見ていただきますと、4月の総会、及び翌日の意見交換会でいただいた意見を事務局で取りまとめていただいたものです。説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、ご説明をさせていただきます。今、会長からお話ありました通り、4月の総会におきまして、本委員会における現時点での方針案ということで、会長にご説明をいただき、それを踏まえてご議論いただいたところでございます。こちらの資料はその際の総会、それから翌日に行われました意見交換会で会員の皆様からいただいた意見を事務局の方でまとめたものでございます。簡単にご説明させていただきます。

まず会員・連携会員についてでございます。会員につきましては、今回、法律に基づいて、守秘義務、秘密保持義務が課せられるわけでございますけれども、その守秘義務の対象が何なのかという基準が必要ではないかというご意見。それから、会員就任について負担が増えるイメージがあるので、会員になったことで評価される仕組みが必要ではないかというご意見がございました。また、連携会員については、やはり情報提供、情報共有、説明会などを丁寧にやる必要があるというご意見が複数の会員からあったところでございます。

続きまして、委員会でございます。委員会については、具体的なご提案として、教育学と心理学を一つの委員会ではなくて、実態に合わせて2つの委員会に分けてもらいたいというご意見がございました。また、国際学術団体に関連する以外の分科会についても、具体的な指針を提示することが望ましいというご意見がございました。

続きまして、事務局でございます。事務局に求められる人材として、まずパーマネントになる人を増やしたい。それから、企画系のバイタリティのある人が必要である。公共政策専門の方に使ってもらえればいいのか。URAを活用する方法を考えたらどうかといったご意見。それから、大学からの出向者受け入れなど、大学との人事交流、人材交流を通じた連携強化が考えられるといったご意見があったところでございます。

続きまして、会長候補者選考でございます。こちらについては、この後またご議論をいただきますけれども、もう少し具体的に中身を示してほしいというご意見がございました。

続いて、若手アカデミーについては、若手アカデミーとの接点、連携の強化が重要であるというご意見がございました。

それから、ガバナンス等でございますけれども、中期的な活動計画については、運営助言委員会から意見をいただくことになっておりますけれども、仮にその際に、修正するべきという意見が出た場合に、どういう手続を踏むのかというご質問がございました。それから、内部監査と自己点検評価の関係については、関連させることは避けた方が良いのではないかとご意見があったところでございます。

続きまして、意思の表出等でございます。意思の表出については、社会的要請に応じて、

より迅速かつ円滑に行われるように、発出手続を見直すべきである。フォローアップの方法を明文化して、体制を整える必要があるといったご意見。査読委員は外部から入っていただくということについては賛成であるというご意見。エディター・チーフの権限については、ポジティブな方とネガティブな方がいて、どこかでクオリティ・コントロールが必要であるというご意見。意思の表出について、関係省庁に対して、確実に伝えるための仕組みを構築する必要があるというご意見。広報の専門家やメディアの活用をもっと考えるべきであるというご意見。シンポジウム、フォーラムについては、やはり無料のままがいいのではないかというご意見がございました。

最後に、それ以外ということでございますけれども、外部評価について非常に重要なことが書かれているので、丁寧にレスポンスしていくことが重要であるといったご意見。法人化の制度設計では、学術会議が将来どのような役割を果たす組織なのかを明確にすることが必要であるというご意見。それから、社会とのつながり、社会との関係、社会との接点を非常に大事にしていくべきであると。その中身としては、科学館や博物館、学協会等々、たくさんありますけれども、そういったところと接点を広げたり、関係を強化していくことが重要であるというご意見が複数あったところでございます。簡単でございますが、ご紹介以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。冒頭、私が申し上げた通りで、いくつか、気になるところがあります。例えば、最初に書いてある賠償責任・守秘義務の基準が必要はその通りです。また、委員会で教育学と心理学を分けてほしいという意見が出ています。仮に分けるときには、分野別委員会の定員を単純に2で割るのか、定員を分けるのであれば、あまり他の分野別委員会に影響はないかもしれませんが、そうではなく、それぞれが増やすとなると多少穏やかではない可能性もあります。

運営助言委員会からの意見修正があった時どうするか。自己点検評価と内部監査は形式的には分けるしかないと思いました。フォーラムとシンポジウムを有料とするか無料とするかについては、ここでも色々議論はありましたが、気になるのは、意思の表出をまとめるとき、他からの意見を取り入れるというような性格の際に、果たして有料にするかどうかというところは少々気になります。私自身が特に気になるのは以上の点です。

今日はこれらの中の、特に会長候補者選考について議論をしたいと思えます。他はとりあえず横に置いておいてとしたいですが、今もしここで何かありましたらお願いします。

○川嶋委員

よろしいでしょうか。簡潔にお話しします。私はまず謝らなければいけないと思えます。私は、自己点検評価の中で内部監査をやればいいのかと思いましたが、その背景は、そのほうが、任期付きの非常勤の集まりが、できるだけ負担が少なく効率的にやれるのではないかと思ったからです。ご意見は、非常に常識的と言いますか、やはり自己点検評価と内部監査は違うんだというご指摘で、私はその通りだと思えます。負担は増えますけれど

も、正当性を担保するために形式的に分けることに賛成でございます。結局それは、日本学術会議評価委員会対応の自己点検評価委員会と監事対応の内部監査委員会みたいな感じの対応関係になるのではないかと思いました。両方の連携というか、情報の交換というのはあるのかもわかりませんが、独立してそれぞれ行うというのが基本的には望ましいと思えました。

もう一つは、第一部の分野別委員会の件です。今日、吉田先生が来られてないでしょうか。入っておられますか。吉田先生、社会学のところで、社会福祉関係を独立させるというような話が一部で出ていたと思うのですが、もしもその点について、吉田先生の方から何か情報がございましたら、この際、教育学と心理学の話が出ましたので、ここでコメントをされておかれるのがいいかと思いましたので、発言しました。

○吉田委員

教育学と心理学を分離したいというのは、特に心理学の方々から中心的に出てきて、この前の総会の後、委員会の中で議論をしました。教育学の方は別に今までも一緒に活動していたわけじゃないので、このままでもそんなに不便はないのではないかと思う人が多かったのですが、心理学の人はこの際、新法人になるにあたって独立して、もともとそれぞれ別領域で活動しているのだから、それを明確にした方がいいだろうというご意見で、そこまでおっしゃるならということになりました。

社会学と社会福祉の話は、特に部長としての私にそれぞれこういう話が出ているということは、特には伝わってはおりません。川嶋先生、そのあたり、社会学と社会福祉の話なんかご存知でしょうか。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私が少しお聞きしましたのは、社会学の中でも、社会福祉関係の学問が、こういうご時世ですので現代の日本の一般的な状況としまして、研究者が多くなってきているという背景がございます。社会福祉学の独立が望ましいのではないかと、いうことをおっしゃっている方が、何名かいらっしゃいましたので、吉田先生のお耳に入っているかと思いましたので発言させていただきました。特になければ、それはそれでよろしいのではないかと思います。

○吉田委員

ありがとうございます。それはもう言い出した一部っていうのは、人社系というのは、やはりディシプリンがそれぞれ並び立っていますので、言語と文学と一緒にいるのはなぜかとか、そういう話まで出てきます。

○川嶋委員

そうですね。はい。ありがとうございます。

○吉田委員

私自身は細かく分けて活動するよりも、一緒になるならばなっている中でいろいろ方法を探した方がいいのかなとは思ってはいるのですが、とりあえず、心理学と教育学ではそのような形で意見が出ているということは確かです。

○光石委員長

はい。仮に変えるのであれば、今はチャンスではあります。未来永劫、これでフィックスというわけではないですので、お考えいただければと思います。頭出しなのか、そうではないのかはよくわかりません。そういう話もあったということで。ありがとうございます。

○磯委員

これについては、今、吉田先生から、心理学を分けることに対しては、もし合意が見られたということであれば、今期のうちに分けた方がいいのではと思います。次期になって議論が復活しますと、それぞれの分科会の活動が遅れる可能性があるためです。

○吉田委員

はい、ありがとうございます。実は心理学・教育学委員会の委員長の方から、おそらく次の幹事会あたりを目指して、そのような申し出が出てくるのではないかという状況にあります。

○磯委員

了解しました。ありがとうございます。

○光石委員長

仮にそういう依頼が出てくるのであれば、幹事会、まずは幹事会懇談会で議論することになると思います。

○沖委員

そういう意見を直接聞いた気もいたしますが、本当に専門が同じ方だけ集まると、逆にそれは学会でもできる議論しかできなくなるので、ある程度、遠くから見ると近く見える分野で再編していただいて、やはり現状の一つの分野別委員会に、7、8人から10人ぐらい参加しているという状況が守られる方がいいように思えるのですが、いかがでしょうか。

○磯委員

沖先生のおっしゃることは、重要な視点ですが、心理学と教育学のディシプリンには相当な違いがあり、企画ワーキングでも議論されています。心理学は実験心理など、どちらかというと理系分野のディシプリンが多くなっており、一方教育科学は教育分野であり、運用が難しくなっていることから、このような要望が出たのではないかと理解していました。

○明和委員

はい。明和です。当事者です。心理学・教育学委員会に所属しておりまして、吉田先生たちといろいろ議論を重ねてまいりました。私は心理学のディシプリンを主として仕事をしている者ですけれども、こうした声が心理学から非常に強く出てきた理由は二つ主にあるかな、と思っています。一つは、磯先生からご説明いただきましたように、心理学から心理科学へ、例えば遺伝や脳科学などの自然科学のアプローチによる研究の進展には目覚ましいものがあります。そういった点において、心理学委員会と独立させた方が他の委員会や部を超えた活動、自由な議論がしやすいのではないかとというのが一点目です。

二つ目はかなりプラクティカルな話です。公認心理士という国家資格が、心理学分野では非常に大きな位置づけになったということです。今までも臨床心理士とかあったのですが、国家資格として心理学の専門職が建てつけられたのは今回初めてで、特に医療の分野にも参画できるようになったということを考えますと、心理科学を教育分野に限定されず、もう一步進めたいという思いを先生方々持っておられると思います。そうしたことから、時代は流れて、やはり独立して活動したほうがよいというお声が多いという現状でございます。

○光石委員長

当事者は、結構違うと思っているかもしれませんが、一方で、先ほどの沖先生のような意見もあります。したがって、これは、吉田部長や日比谷副会長も含めて相談していただいて、提案いただくのがいいのではないかと思います。

○尾崎委員

明和委員からもお話がありましたが、公認心理師の国家資格化に際しては、我々精神科医も深く関与してまいりました。その際の経験を踏まえ、補足させていただきます。

公認心理師の制度設計において、関係省庁は文部科学省、法務省、厚生労働省の三省にわたります。当時、国家資格化が大幅に遅れた主な要因は、この三省にまたがる調整の難航にありました。精神科医の立場からも早期の資格化を提言し続けてきましたが、各省の所管分野（教育・法務・医療）の調整が非常に困難であったという経緯があります。

今回の議論においても、教育と法務は「第一部」の課題となりますが、医療分野を司る厚生労働省は「第二部」に深く関わってきます。こうした背景からも、議論の整理にあたっては、各分野の特性を考慮し、適切に切り分けて検討を進めるのが望ましいと考えております。

○日比谷副委員長

申し訳ありません。全部議論が聞けていないですが、川嶋先生の後、数人の方のご意見を伺いました。二つ質問というか、一つはコメントがあって。沖部長のご意見であんまり細かくなならない方がいいというのはその通りですが、例えば、私のいる言語・文学は今5人です

が、もともとは4人だったし、哲学は確か3人だったと思うので、そもそもすごく小さいところがあるのをどうするかというのは一つの論点かと思いました。

それからもう一つの質問というか、懸念とも言いませぬし、伺いたいことですが、たまたま今回、心理学と教育学は分かれないということでもかなり議論も進むのですが、例えば第二部、第三部、第一部だったら後、社会学、社会福祉学もそういう動きがあることは、実は私は側聞しているんですが、第二部、第三部ではその再編したいとか、別れたいとか、そういう動きというのは、それぞれ部長ご出席ですが、ないでしょうかというのが質問です。

○沖委員

第三部では再編の希望はいまのところ聞いておりませぬ。私はどちらかという日比谷先生がおっしゃったように、環境学のように、心理学、その人文社会学的な心理学から、いわゆる医学系の心理学、あるいはそれを計測する技術も含めた横断的な分野別委員会としていただくのが、学術会議的には発展的でいいなと思いました。

○日比谷副委員長

ただ、それをしようとする、ある種の再編ですから、なかなか時間もかかるし、議論も尽くさなければいけないし、議論百出だと思うので、今期中にすることは無理ですよ。

○沖委員

でも行動経済学とかも近いわけではなですか。

○日比谷副委員長

そうですね。でも、これから9月末までにできますかね。

○沖委員

できる、できないではなくて、時間を区切ってその間にできる範囲の対応をするというよりは、やはりあるべき姿を目指した方がいいような気がいたします。

○日比谷副委員長

議論を始めるとい感じですかね。第二部はいかがですか。

先ほど心理と精神科のお話ありましたが、それ以外の、農学もあれば生命科学、いろいろありますけれども、薬学もあるし、その他のいろんな分野別委員会で再編したいとか、分かれないという動きって。

○尾崎委員

今のところ、全く私どものところには聞こえてはきませぬ。

○日比谷副委員長

わかりました。

○光石委員長

そもそも分野別委員会に固執するのはいかがなものかという意見も聞こえてくるところです。この議論を今日始めると終わらないと思いますので、そのような意見があったということに今日のところはしたいと思います。

次に、議題2の会長候補者選考についてです。これまで、概略という形で準備委員会における議論として説明をしてきていますが、今夏には実施する必要がある、具体的にフィックス、あくまでも案ですが、フィックスしてしまわないと色々な内規が作れないということになります。この議論を今日はしたいと思いますが、あと一時間しかありません。今日、全部を決め切れなくてもいいですが、ここをもう少し具体的に議論したいというのが今日のメインです。まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは資料3に基づきご説明をさせていただきます。会長候補者選考につきましては、以前、ご議論をいただいたところでございまして、その内容をもとに、総会においては、会長よりご説明をいただいたところでございます。その中身につきましては、本資料の最後にお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

本日はそれを踏まえまして、さらに会長候補者選考の詳細についてご議論いただければという趣旨でございます。

まず、最初の部分でございます。会長候補者選考を、総会での選挙に先立って行うこと、そのための選考委員会を作るといったあたりについてはご異論のないところかと思えます。その選考委員会において候補者の選考方針のようなものを作るのかどうか、それを公表すべきなのかということが一つ目の論点でございます。もし作るとした場合、どういうことをそこに書くべきか、これについて、会長の要件については、まず法律である程度までは決まっております。具体的には、「特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから選任する」、ここまででは法律で決まっていますが、さらに詳細な、例えばこういった業績とか、こういった能力を有するような方をさらに選んでいきたいというような、要件をまず書いていくというのが一つ考えられます。

もう一つは、これは書くかどうかも含めてご相談ですけれども、選考の方法も、この後、ご議論いただきます。実際にどういうやり方で、どういうふうに投票して、何人選ぶのかといったところまで選考方針に書くのかどうか、これが二番目の論点でございます。

それから三つ目が決定レベルでございまして、幹事会決定あるいは8月の臨時総会にお諮りして決めるというやり方もあろうかと思えますので、どちらがよろしいかというのが三つ目の論点でございます。

続きまして、選考委員会についてでございます。改めてスケジュールから申し上げます

と、現在、新しく会員になられる 125 名の方につきましては、候補者選考委員会の方で選考が進んでおります。その結果が出て、会長に提出された後、8月の臨時総会にその案をお諮りして、承認をいただき、その上で、総理から指名を受けた設立委員として、光石会長がその方を指名するという手続きになっております。従いまして、8月の臨時総会の段階で、今の会員の皆様については、次の新しい会員の方のリストが共有されることとなりますので、委員会については、その臨時総会后、速やかに立ち上げるということでもよろしいでしょうかというのが一つ目でございます。

それから二つ目は構成でございます。これは案として、現在の会長、それから副会長、3人の部長と、合計7人の方とするという案を示させていただいております。その際に一つ問題になりますのが、ご承知の通り、今度の新しい会員には、今回任期が切れる会員の方も、推薦があれば候補になり得るということになっておりまして、すなわち、現在の副会長や部長の方が、新しい会員に選任される可能性もございます。その場合には、いわゆる利益相反、つまり会員になるということは、会長の候補者になり得るということですので、利益相反があり得るということで、その場合はその方には外れていただいて、その方が所属する部から別の方を指名するということがいかがでしょうかというのが二番目でございます。

それから三番目として、他の組織、国立大学などで学長などを選ぶときの方法を、何らか取り入れると申しませうか、参考にする必要があるのかどうかという点です。例示として、国立大学の例を書かせていただいておりますけれども、まず学内組織関係者からの推薦で選挙を学内で行って、その結果を参考にして、選考会議で選考する、その際、外部有識者も入れるというような仕組みになっておりますけれども、例えばこのような仕組みをある程度取り入れていくことがあるのかどうかというのが三つ目。

それから、これは先ほどの二番との関わりでございますけれども、もし実際に会員予定者になられた方が、このメンバーから外れるということになりますと、それを公表した時点で、この方が新しい会員なのだということが、事実上わかってしまうということになります。ですので、会員予定者をいつ公表するかということにも関わってくるのですが、会員予定者が公表されるまでは、そこはクローズにしなければいけないので、委員構成はそこまでは少なくとも非公開とすべきなのではないかというのが四つ目の論点でございます。

続きまして、実際の選考方法でございます。まず、この選考委員会において、どのぐらいの方を候補者として選ぶのかという点。今の案として、5から10というのが例示として出ているわけでございますけれども、実際に何名ぐらいにするのか、カチッと決めるのかといったところ。それから、承継会員と新しい会員から候補者を選定することが決まっておりますけれども、それぞれ何人ぐらいにするのか、それをそもそも定めるのかというのが二番目の論点。

それから、まずこの選考委員会の委員の皆様が、複数の方を推薦・投票して、そこから選ぶという仕組みにする予定でございますけれども、それは何名にするのか。さらにその際に承継会員と新会員を必ず入っていなければいけないとか、何名ずつ出ささいみたいなことを決めるのかどうか。あとはいわゆるダイバーシティ、特にジェンダーバランスの観点などから、例えば男女とも何割以上とか、何人以上入っていないといけないというようなことを

決めるのかどうか、これが三番目の論点です。

それから四番目について、これは例示を見ていただく方がわかりやすいかと思えますけれども、例えば、5人の方を候補として選ぶとしていた場合に、例えば1位5票、2位3票で、3位に2票の方が6人並びましたとなった場合に、全員選んでしまうと8人となってしまふので、そういった場合にどうしますかということで、例えばその6人の方について、決選投票みたいなことを行って、上位3人、つまりぴったり5人になるまで選ぶかどうかというのが四番目です。

それから五番目、これは推薦が行われた後ですけれども、ご本人の方に抱負とかの提出を依頼するという仕組みにしていたかと思えますけれども、その結果、辞退あるいは抱負をそもそも出してこないような場合に、どうするのかというのが五番目でございます。要は追加をするかどうかという点でございます。追加をする場合に、それをどういうやり方でやるのか。例えば補欠というところとあれですけれども、辞退者が出た場合にこの方も候補者に加えるというような方をあらかじめ決めておくのかとか、そういったところが五番目の論点でございます。

それから、六番目として、推薦・投票のやり方を無記名とするかどうか。

それから、その得票順、最終的に総会にお示しするときに、この方が選考委員会で1位でした、2位でしたというようなところを明らかにするのかというというのが七番目。

それから、八番目として、並行して、この後出てきますが、自薦も受け付けるということになりますので、その自薦者がどういう方かというのを選考委員会において共有しながら進めるのかどうかというのが八番目です。

それで、自薦についてでございます。自薦については、もちろん会員であればすべて自薦できるというやり方もあろうかと思えますけれども、例えば、条件を設けるということもあり得るのではないかと。つまり、賛同者、推薦者というのでしょうか、何人の会員がこの人がいいと言っているというのをつけさせるというようなこともあり得るのかなと考えております。

それから、二番目として、これはスケジュールでございますけれども、非常にスケジュールがタイトでございますので、おそらくこの選考委員会における選考と並行して進めざるを得ないかと思っております。すなわち、8月の臨時総会が終わったら速やかに受付を開始して、例えば8月下旬ぐらいで締め切るということで、おそらく選考委員会の最終決定の少し前ぐらいまでに決めるというようなスケジュールでよろしいでしょうかというのが二番目です。

それから、その次は最終的な総会におけるやり方です。まず会長候補者、自薦と選考された方々が決まった段階で、それを会員の方にいつ共有すべきかというのが一つ目です。もちろん、決まった段階で直ちにというやり方もあろうかと思えますけれども、そうではないというやり方もあろうかと思えます。

続いて二番目。その際に、選考した方と自薦者とを分けて、何らかの扱いをするのかどうか、それともわからないようにして、ただ候補者ですと言ってお渡しするのかというのが、二番目です。特にその取り扱いを分けるような場合に、選考と自薦と両方上がってきた人の

扱いをどうしますかというのが※印です。

それから、三番目。何らかの不正行為、例えば、お金がかかるとか、そういったようなことはあまり望ましいことではないかと思しますので、そういったことの防止の観点から、何らかの行為規制みたいなものを決めておく必要があるのかどうか。

それから、四番目。当日総会において、候補者の方に所信表明をいただくという整理になっていたかと思いますが、そのやり方として実際に出席して対面で行う、オンライン出席でオンラインで行うということに加えて、もし欠席となった場合に、録画による対応というのを認めるかどうかというのが四番目でございます。

それから、五つ目。得票数を示すか、これは示さないという整理であったかと思いますが、改めてご議論いただければと思います。

それから六、七、八は、現行の総会における投票の流れを踏まえてのご相談になるのですが、今の整理、改めてこの参考のところをご覧いただければと思いますが、会員が単記無記名により投票し、過半数を取ったら、もうその方が会長の候補者となります。もし過半数を得た方がないときには、もう1回行うと。2回目でも出なければもう1回行う。その第3回の投票においても、さらにまだ過半数を得たものがないときには、上位の得票者2名のいわゆる決選投票を行って、多い方を候補者とすると。さらに、得票数がそれでも同じだった場合には、年長者をもってこれに充てるということでございます。特にこの3回目の投票が終わった段階での決選投票、それから決選投票が2名というところ、それから得票数が同じ時の扱い、このあたりについて、今のやり方でいいのか、それとも何か変えるべきかというのが六、七、八の論点でございます。以上が事務局の方で整理いたしました論点でございます。よろしく願いいたします。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。まず二段階で実施するという点については、あまり反対がなく、ほぼ了承されているのではないかと思います。さらに第一段階について、今期中に行い、10月の最初の総会において、第二段階の投票を行うというところについても、あまり反対はなかったのではないかと考えています。まず大前提としてこの点はよろしいでしょうか。

矢印の一つ目について、幹事会決定ではなく、臨時総会で決定する方が私はいいと思います。皆さんどうでしょうか。

附帯決議にも、会長の選考方法は丁寧に、あるいは明らかにすることが書かれていますので、それに応えるようなものにしておく必要があると思います。その上で、矢印の二番目の予備選挙、一次選挙で、ここで選考される人数が少ないのは、私はあまり良くないと思います。これまで、どちらかという幹事会と申し上げていたのですが、幹事会とすると、会長を入れるかどうかは別として、副会長、部長、副部長、幹事となり、幹事会に権限が集中しすぎではないかという意見があります。これまであまり次のような案は出てなかったかもしれませんが、例えば、分野別の委員長30名を入れて選考するという方法もあるのではないかと思います。皆さんのご意見をいただければと思います。

③について、いわゆる学外有識者、これは会員による互選という趣旨からすると、相応しくないのではないかと思います。したがって、私は、それは避けるべきだと思います。

その他、承継会員と新会員といっても、いろいろあり、具体的に言うと 26-27 期の人もいれば、25-26 期で終わって、さらに今度 27-28 期、あるいはもっと前に会員に就任しており、今度会員になられる方もいらっしゃると思います。したがって、全く新しい方と、2 回目という方が出てくるので、両方入れることにしていたと思いますが、それをどのように扱うのか。2 回目の人をどちら側に入れるかというのは議論かと思います。

私は無記名でいいのではないかと思います。また、辞退があっても追加をしなくてもいいと思います。

複数名記入して投票し、複数人選ぶときに 1 回でいいのか。1 回目投票して、1 票でも 2 票でもいいですが、名前が出てきた人に対してもう 1 度やるという方法も、場合によっては考えてもいいのかもしれない。こんな人がいるということを認識したうえで再度投票ということもあり得ると思いました。これは、今まであまり出てきていなかった方法だと思います。

あちこち私の思うところを申し上げましたが、ご意見をいただければと思います。まず、第一段目の投票の仮称、会長候補者選考委員会メンバーについてはどうでしょうか。人数が少ないのはやはり問題かと思えます。少なくとも、今、書いてある会長、副会長、部長とするといかにも少なく、副部長、幹事も入れてもどうかと思います。分野別委員会の長を入れるという案はどうでしょうか。

○三枝委員

確か、先日の 4 月の意見交換会の時に、私が参加したグループから、幹事会の閉じた中で、いつの間にか会長候補者が決まっていたみたいにならないようにしてほしいという意見が結構出てきました。それで質問ですけど、今日の資料の中で、自薦、立候補は受け付けるような方向で書いてありましたけど、他薦は、選考委員会の人だけしか推薦できない案になるのでしたでしょうか。

○光石委員長

推薦というより、選挙です。

○三枝委員

もう選挙。そうすると一般の会員はこの人に会長になってもらいたいという意見を出す場はないわけですね。だとすると、この会長候補者選考委員会は会長がおっしゃるようになり人数を多くしておいた方がいいのかなと思いました。まず以上です。

○磯委員

私も会長のご意見に賛成で、分野別委員長 30 人を加えることは非常にいいことと思います。それと、学外有識者は入れないというのも賛成です。

もう一つは、自薦については、会員からの推薦者はある程度必要かと思えます。例えば大

学のように、5人とか10人の推薦者が必要かと思います。今、事務局から話があった様に、並行して進めるとなると、会長候補者選考委員会からの他薦か自薦かの公表は必要ないのとはというのが私の意見です。

推薦者の名前を公開するかとどうかの点も、推薦者の名前が出てしまうと推薦するハードルが高くなるということもあり得るので、そこも議論が必要かと思います。

○日比谷副委員長

まず、私もここに提案されているメンバーで委員会を構成するのはあまりに少なすぎると思いますので、分野別委員長を入れるというような規模感は、幹事会メンバーだけというのも少なすぎると思います。私、正確に理解できているかどうか分からないですけども、この臨時総会の後に可能な限り速やかに立ち上げるとして、今、会員の人はそうすると、10月からどなたが会員になるかがわかりますので、その中からもふさわしいという方があれば、この人を会長にて推薦するとか、投票することができますけれども、会員になることが決定した方々ってというのは、ご自身になることはわかりますけど、他に一緒に会員になるのが誰かということとはわからないですね。これちょっと事務局に質問です。

○事務局

はい。そのあたり、まだ詳細は決まっているわけではございませんけれども、最終的にどの方がなるかというのは、会員予定者に共有できるのも、おそらく公になるのとほぼ同じタイミングになるかと思います。それは少なくとも設立委員としての光石会長の指名行為が終わっていることが条件になるかと思います。それは速やかに行うことは可能であろうと思いますが、それを踏まえてすぐ共有するのかどうかというのは、必ずいつ頃までに出すというのが今決まっているというわけではございません。

○日比谷副委員長

私の問題意識はどこにあるかということ、数え方とか、承継かどうかとかいうのは、細かいところは抜くとして、27期から会員になる方々の中から適切な方がいらっしゃれば、やはり会長候補者になれる仕組みをつくっておいた方がいいと思うというのが一点と。それからやはり、人数が増えますから、半分以上の新しい方々が、本当のところ、実はよく分からないということかとは思いますが、今回は今のプランだと所信表明をしたり、紙に書いたものも出るということなので、やはり27期からの会員の方々にとって、この人、会長になってほしいという方をなかなか推薦できる仕組みを作るのは難しいと思うのですが、投票するところだけにその意見が反映されるのでいいのかなということ、ちょっと懸念される場所です。以上です。

○光石委員長

まず、8月6日、7日の臨時総会で会員予定者候補者が決まります。その後、先ほどの説明にありましたように、設立委員としての私が会員予定者を指名することになります。さす

がに、8月6日、7日直後にというのは難しく、8月の下旬以降になります。そこまで遅くならなくても大丈夫かもしれません。

これまでに、承継会員と、新規に来期から会員になる、すわわち、27-28期に会員になる方の両方を推薦するようにしましょうという議論がありました。例えば、全部で10名選ぶとすると、それぞれ5名ずつ選ぶようにしてはどうかという議論であったと思います。具体的な人数はまだ決まっていなかったと思います。27-28期という時に、再任の方が有利になる可能性はありますが、それは仕方ないとも思います。2回目の方をどちらに振り分けるのか、承継会員と同じカテゴリーに入れるのか、どちらに入れるのかという議論はあると思います。日比谷先生の質問にお答えしているかどうかわかりません。今度新規に会員になる27-28期の人も必ず候補者として挙がってくるようにするというのが、これまでの議論であったかと思います。

○日比谷副委員長

そこは私も理解しているのですが、27-28期の人、例えば10人の半分で5人選ぶとして、その5人を選ぶプロセスに参加するのが、今の会員だけでいいかという質問で、27-28期から会員になる方も名簿を見てこの人なら会長になってもらいたいという意思表示を、なかなか難しいと思うのですが、できなくていいでしょうかというのが、私のポイントです。

○光石委員長

そこを考慮する際に、自薦と呼んでいいかどうかわかりませんが、それを活用するかどうかということです。

○日比谷副委員長

自薦で27-28期から会員になる方で、私は会長として仕事をしてみたいという方は自薦すればいいですけど、そうではなくて、この人に会長職を託したいという自分の意見を、やはり27-28期の方も最初の候補者を選ぶ時点で反映できたほうがいいのではないかなということです。

○光石委員長

そのところは、これまであまり議論していないと思います。いかがでしょうか。

○川嶋委員

最初に光石会長がおっしゃられた、まず一つ目の矢印の三つ目の選考方針はどのレベルでという点については、臨時総会で決定するのが適切ではないかと思いました。二つ目の、今議論されている点は、おそらくすごく難しい問題があって、それは日比谷先生のおっしゃるご懸念というのは非常によく理解できるのですが、そうしますと、ある意味で次期の会長候補者を次期の会員が選ぶということになるのですが、その会員の任期が発効するの

はおそらく指名後ではなくて10月1日ですね。そうしましたら、結局その会員、潜在的な会員でしょうけれども、まだ会員としてのポジションではない方が関わるのはいかがかと思えます。

○日比谷副委員長

そこ、まずいですね。確かにおっしゃる通り。

○川嶋委員

そういうことは手続の瑕疵になる可能性がありますので、そこはこういうふうに割り切ったらどうでしょうかというのが、私が考えたことです。つまり現在の会員候補者というのは、実はボトムアップ型で上がってきている方で、そのボトムアップは誰があげているのかというと、各分野別委員会の委員長があげている。例えばセクション1から専門委員になって、責任を持ってあげていく。その選考の仕方はいろいろあると思いますけど、責任を持ってあげているという点において、先ほど人員の問題、つまり3名とか幹事会メンバーでは少なく、分野別委員会の委員長まで入れて行うということは、会員の皆さんへの説明責任としては、より説得力はあるかと思えます。次期会員の候補者の第一次選考をした人たちが、次期会員の人たちの業績等も踏まえた上で、責任を持って候補者を決めているという形式を取ることができるのではないかと思いました。間接的な形式ですが、正当化事由があり、それ以上に良い方法も考えにくいですので、ご了解を得るしかないかと思いました。従いまして、新会員が選考されるということは考えられるかもわかりませんが、その新会員が入ってどうこうするというのは、ちょっとどうかなという感じがいたしました。

○日比谷副委員長

今のご説明でよくわかりました。特に10月1日付けでということだと、それはおっしゃる通りですので、わかりました。ありがとうございます。

○光石委員長

分野別委員会の委員長あるいはその代理の方が次期会員の業績の審査をしているという建付けになっています。したがって、それなりにご存知であるはずですが。

○川嶋委員

おっしゃるように、おそらくどうしても情報の格差であるとか、あるいは認知度の低い高いというのはありますので、それは科学者の良心というか、研究者の良心で、まさにその総会の投票活動の前に、候補者になることを承諾された方々が出されたメッセージなり、あるいはその業績や言動でもって判断するしかないのではないかと思います。

○光石委員長

はい。分野別委員会の委員長を仮に入れたとした時に、その人が候補者になるか、次期の

会員になる可能性の方が数名いらっしゃいます。その人は投票しないとすると、その分野が不利になる可能性がありますので、副委員長にお願いするのでしょうか。その取り扱いの議論があります。さらに欠席者がある場合、代理の方には投票権はあるのかないかとかということも考える必要があります。

③の箇所はどうでしょうか、学外有識者です。

○川嶋委員

これは先ほど、光石会長おっしゃられた通りで、おそらく学長選考会議でいくつかの大学で訴訟になってたところもあったりします。まさに学内の自治、民主主義というのが壊されかねない状況が生じていますので、少なくとも日本学術会議はそういう火種がないシステムをとる方が、私はよろしいのではないかと思います。そのレベルで、ピアレビューとか、それが実現できるのがいいのではないかと、私は思います。ありがとうございます。

○日比谷副委員長

私も、学術会議外有識者は入れない方がいいと思います。その理由は今まで挙げられたことに加え、どなたを選ぶかというのが非常に難しい問題で、どんな方もたとえ立派な方であっても、いろいろ色がついていますから、この方を選べば黄色いし、こっちの方を選べば緑色だし、こっちの方は紫色のようにどうしてもなりますので、これはもう考えないことにするといいと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。

委員の交代がある時に、予定者が明らかになるのは、仕方ないのではないかと思います。しかし、選考委員会の委員構成は非公開でいいのではないかと思います。基本的に分野別委員会の委員長を入れていますが、その人が候補者の場合には副委員長等を入れていますがということは公表するが、具体的に誰がというところは非公開でもいいのではないかと思います。

○川嶋委員

おそらく、その候補者になっている人は交代するということが前提なので、交代されたら候補者になっているのではないかと推測されるということをお考えだと思います。ただ、人によっては、差し支えとか差し障りというのがある可能性があると思います。それは体調の関係であるとか、その時期、海外に出張しなければいけないとか、いろんな事情があります。要するに、その分野別委員会の委員長に差し支えがある場合には、副委員長をもってそれに代えるとか、抽象的にしておけば、候補者ではない人が出ていないという場合もあると考えられますので、大丈夫ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい、そのようなことでどうでしょうか。

次のページの会長候補者を投票で決めるところについて、例えば、10名にして、5名プラス5名。プラスというのは、承継会員と新会員という意味です。一人が投票できる人数は、例えば3名にして、そのうちの1名は承継会員か新会員に入れるべきとしてはどうかと思います。投票後にそれをチェックするのに相当時間かかりそうではありますが。30名プラス幹事会のメンバーとするとかなり時間を要するかもしれません。ジェンダーバランスはどうしますか。

○日比谷副委員長

ジェンダーバランスはもう極力そこを考えて投票してくださいと言うしかないと思いますというのが一点目。

それから二点目は30名プラス16名ですね、幹事会と分野別委員会だと。46名が投票するとして、やはり1人にしか投票しないという結構決めるのが難しいし、あともものすごくばらけてしまう可能性も高いと思いますので、さっき3人とおっしゃいましたが、3人はマストかなという気がします。そうするとそれなりにたくさん票の入る人がそれほどばらけないのではないかなということで。ただ、その中に1人は必ず新しい会員を入れてくれというのも、どうしてもわからないとなってしまうといけないので、そこも努力目標で。ジェンダーバランスと承継会員、新会員、それから復活会員とか呼びますが、そのバランスも考えて投票してくださいぐらいに言うておいて、決めない方が私はいいいのではないかな、すごく苦しい選択を迫るような気がします。

○光石委員長

それでよければ、特にこだわりません。例えば、10人選出するとした時に5プラス5としますか。

○日比谷副委員長

ぜひほかの方のお考えも伺いたいです。

○光石委員長

以前の議論では、例えば、5プラス5にするということになっていたと思います。

票があれば、例えば、仮に10人選出する際に、10人より多くなってもいいのではないかと思います。そこをわざわざ絞らなくても。辞退する人も出るかもしれませんので。無記名投票が良いのではないかと思います。

立会人は作らないといけないと思います。立会人は私がやるしかないかもしれません。予備選挙、会長候補者選考委員会の立会人はまだいいのですが、次の総会の時の立会人を誰にするかというのは、実は結構微妙な問題かもしれません。いずれにしても、立会人は設けるべきだと思います。

他の方、いかがでしょうか。

○磯委員

一つ確認です。先ほどの分野別委員長で、もし委員長が都合悪い時は副委員長とあったのですが、会長、副会長、部長に関しては、交代する際には副部長、幹事も含めるということでしょうか。

○光石委員長

そこは皆さんのご意見です。これまで幹事会メンバーとしてはどうでしょうかと提案してきましたが、それでも幹事会で勝手に決めるのはどうかという意見もありますので、それでしたら分野別委員長の30人を入れると、各分野の意見、ローカルな意見も反映しやすいと思います。このような理由で分野別委員会の長を入れてはどうでしょうか。例えば、副部長、幹事はどうするのかという議論はありますが、分野別委員会の長はお入りいただいてもいいのではないかと思います。入れるべきでないというご意見があればお願いします。30人とそれなりの人数になりますが、それでもいいかもしれません。

先程から時々言っていますように会長は投票してもしなくてもいいと思っていますが、投票しなさいということであれば、それもいいと思います。

○沖委員

現実的な問題として、例えば第三部だと幹事の2人は次期も会員なので、選考委員にはならないのかなと思います。そういう意味では分野別の先生方に入っていただくのがいいと思います。分野別の先生方の投票があると、いろいろな視点が反映されると期待されますので、分野別委員長が次期も会員の場合は、次期会員でない分野別の委員会の代表を出していただくというのが、なんとなく日比谷先生の最初におっしゃった懸念を払拭するのにはいいのではないかと思います。

○光石委員長

確かに、幹事が候補者になった時に、代理の出しようがないと思います。したがって、分野別委員長が指名する者とし、その人にも投票権を認めるということにしてはどうでしょうか。

○沖委員

はい。それが日比谷先生の懸念というか、やはり、最終的には10月1日に新会員で投票して決めるわけなので、そこでは自分たちが決めたと思えると思いますけども、さはさりながら、やはり前の期からこの人たちの誰かがいいのではないですかって言われると、押し付けられたような気がする方もいらっしゃると思うので、その納得感を増やすような手順は尽くしたほうがいいかなと思っています。

○光石委員長

もちろん、候補者に挙がっていない人に投票することもできるとします。

○磯委員

確認させてください。そうした場合に、第三部は幹事の2人は会員ですから、そこから抜けるのですが、第一部、第二部の場合はどうでしょうか。

○光石委員長

会員になるとは、承継会員でしょうか。

○磯委員

承継会員です。ただ、第一部、第二部の場合、副部長、幹事が次の会員ではない場合には、選考委員会に入ってもいいということでしょうか。

○光石委員長

そこは議論です。今回会長候補者選考を実施し、もちろん手直しをしていただければ良いのですが、次期以降もこの方法が使われることになるかもしれません。どのように変更していただいても構わないですが、たまたま、今回の投票で第三部の幹事の先生は2人とも承継会員で来期も会員です。そのたまたまというのを規則としてどのように扱うかという議論はあると思います。

他の方、いかがでしょうか。

○川嶋委員

吉田先生、一部は、只野先生が多分、承継会員になるのではないかと思います。

○日比谷副委員長

小田中幹事もそうです。

○川嶋委員

そうしますと、副部長と幹事1名が承継会員ということですね。そうすると2名抜ける。そうすると、三部も2名抜けたら、ちょっと出入りはありますけれども、2名、2名で、一応バランスは取れていると。そうすると二部はどういう状況でしょうか。

○磯委員

副部長が承継会員、お2人の幹事も承継会員で3名が抜けます。

○川嶋委員

そうすると、バランスから考えたら二部1名、どなたか、副部長代理とか入れていただく

と、2、2、2という形でバランスが取れるかなとは思ったのですけれども。

○吉田委員

川嶋先生、よろしいでしょうか。分野別委員長を入れると、分野別委員長の中にも承継会員がいらっしゃいますよね。

○川嶋委員

そうです。

○吉田委員

そういう状況なので、その部ごとに何人メンバーが出てくるかというのは、きちんと調べないと、今の段階ではなんとも言えないのではないかと思います。

○光石委員長

分野別委員会は、委員長の方が来期も会員の場合には、先ほどの議論では代理の方を指名していただくということになります。

○吉田委員

そうしますと、代えればいいと。

○川嶋委員

そうです。

○吉田委員

そうすると役員だけが人数が揃わないのは二部が1名足りないって、そこだけですか。

○川嶋委員

そうですね。そこだけだと私は思います。

○光石委員長

現副会長も承継会員ではないので、どうなるかわかりません。

○川嶋委員

ただ、そうですね。その後、会員候補者が出てこられると、またどうなるかなという問題は出てきますね。次の問題として。

承継会員ではないけれども、次期の会員候補者として出てこられる可能性もなくはないので、もう少し先のことも考えておく必要があるかなとは思いますが。つまり、今の部の役員の方で、承継会員ではない方も、今回のルールだと、新しい27期の会員になられる可能性が

あるということですので、そういう場合に、どのように対応するかということは考えておく必要があるかと思いました。

○光石委員長

そうであれば、分野別委員会の長だけにするという方法もあるかもしれません。しかし、幹事会メンバーは、それなりにやはり色々なことを見ているので、そこの意見を全く反映しないというものもどうでしょうか。

○川嶋委員

はい。私は先生のそのお考えに賛成です。

○沖委員

人数は多少凸凹あってもいいのではないですか。分野別の委員長の方々もいるし、最終的には広い候補から投票で決まるということなので。

○川嶋委員

そういう考え方はもちろんあると思います。それで皆さんがご了解されればいいのではと思います。

○光石委員長

分野別委員会の30名が入ることになれば、幹事会メンバーの意見はだいぶ薄まると思います。30人というのは、第一段階の選考として複数人投票をハンドリングできる最大のところかと思います。幹事会メンバーで次期の会員候補者は除くということも、ハンドリングできる範囲だと思います。

○明和委員

わからないところがあるので、1回整理させていただきたいのですけれども、この会長候補者選考委員会の委員の先生方の権限は何でしょうか。

○光石委員長

権限は会長候補者を何人か選ぶ、10名程度を選ぶということです。

○明和委員

選ぶというのは、物理的に投票数が多い方から、上位から選んでいくということではなく。

○光石委員長

多い方から選びます。

○明和委員

上位 10 人で切ってしまうっていうことではなくて、何を議論される選考委員でしょうか。

○光石委員長

10 人程度を投票で決めるという委員です。

○明和委員

それについて、沖先生からは一部、二部、三部で、凸凹はあるけれども、それはいいのではないかっていうご意見。それに対して、他の先生方は、今はやはり数は各部で揃えた方がいいのではないかというご意見、という理解でよろしいですか。

○光石委員長

必ずしも各部で人数を揃えなさいという意見でもないです。

○明和委員

知識がないのでよくわかりませんが、選考委員の先生方が、どのような議論によって最終候補者を選ぶのかというところの透明性が担保されないと、各部から何人が必要かとか、どういったクラスの役職の先生方がやはり必要かというところがひっかかってくるように思います。そのあたりは方針を決めないと難しいのではないのでしょうか。

○光石委員長

それは、現学会議の運営にある程度携わっている人が次期の会員候補者としてふさわしい方を、あくまでも候補者ですが、こういう方ではないでしょうかという人がある一定の数を選ぶということです。

○尾崎委員

第二部の定員（人数）についても議論がありましたが、第二部内での意見としては、何よりも「透明性の担保」が重要であるとのことでした。先ほど明和委員からもお話があった点に関連しますが、個人情報の保護という観点から難しい側面はあるものの、会員間でプロセスの透明性が十分に確保されていると判断できれば、多少の定員の凹凸が生じたとしても、第二部としては納得が得られるものと考えております。

○光石委員長

透明性は幹事会決定だけではなく、臨時総会で皆さんにこの方法で実施しますので、いいですかという理解を得て実施するということになると思います。

○尾崎委員

おっしゃる通りです。その点について十分な説明がなされることが肝要です。プロセスさえ明確であれば、定員に若干の凹凸が生じても許容されるでしょうが、大きな乖離（凸凹）が生じるとなれば、第二部としても異論が出る可能性があります。丁寧な説明を前提として進めるべきだと考えます。

○川嶋委員

今のお2人の話との関係ですけれども、これは事務局にお伺いしたいことですが、先ほど、会長がおっしゃられたこととの関係ですけれど、附帯決議の衆議院の2つ目、それから参議院の3つ目の附帯決議に、政府は会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割、この「役割」というのは参議院で入ったんですけど、資質及び役割を十分に勘案しながら、慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすることと書かれています。これ政府は、と書いていますので。実はこれ政府はっていうと、今私たちは政府の中におりますので、私たちにも課されていると思うんですけど、内閣府令を作る時には、と書いていますのでお聞きしたいのは、この内閣府令でこの点について言及しているものはあるでしょうかという点です。非常に基礎的な質問で申し訳ないんですけど、教えていただければありがたいです。

○事務局

はい、今、我々が内閣府から受け取っている府令の中には、ここに何か言及しているものがございません。まだ、残っているものでございますので。

○川嶋委員

ということは、私が思ったのは、今ここで枠を議論するというのは非常に大事なことだと思うのですが、場合によれば、何か内閣府令の方で考えておられる可能性もある。後から、実はちゃぶ台返しみたいなことになりかねないかなとも思いますので、もしもこの点について内閣府で議論されていることが情報としてわかれば、それを教えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。聞いていただくということですけど。

○事務局

その附帯決議に基づいて何を考えているのかということは、聞くことは、可能であろうかと思えます。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。ここで、日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、と書かれていますので、定めない場合も当然あるでしょうけれども、もし定めるとしたらということだと思います。したがって、定めるか定め

かも含めて聞いていただければ、私たちがどこまで具体的なことが議論できるのかということも決まるかと思いました。

○事務局長

この点につきましては、まさに会長を選任するということは、日本学術会議の根幹的な事項だと思っていますので、内閣府が何かいきなり、我々がこれまで議論していることとは全く関係なく、案を作るといことがなきように、内閣府との関係で十分な情報提供、意思疎通を図ってまいりたいと思っています。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。どうもよろしく願います。

○光石委員長

したがって、どうなるかはわからないところはあります。しかし、私達が案を作成してむしろ示すことが必要と思います。

○川嶋委員

はい、おそらく会長の最初のお話はそういうことではなかったかと思います。まさにこの慎重かつ丁寧なプロセスと透明なプロセスというのを、ここで示していくというご方針ではなかったかと思います。

○光石委員長

はい。案を臨時総会で審議するまで待っていただけるのかというところは、少々心配なところはあります。

○川嶋委員

すみません、もう一点、よろしいでしょうか。尾崎部長がおっしゃられたこととの関係ですけれども、もしも候補者を出すときに、自薦の方がいらっするとわかりにくくなりますけれども、仮に候補者を選ぶプロセスで、一部相当の人から1名とか、二部相当の人から1名とか、三部相当の人から1名とか、そういうような配慮はしなくてよろしいでしょうか。例えば、特定の部に偏るとかということがあると、それはそれで問題かなとも思ったのです。ただ民主的な過程ですので、票の多さによって、決まるということは、それはそれで意味があると思うのですが、皆さんどのようにお考えかなと思ひまして、お聞きしました。

○光石委員長

はい。これは仕方がないのではないかと思います。複数名投票するので、自分のところだけではなく投票しますし、そもそも自分のところに投票するかどうかもわからないのではないのでしょうか。そういう意味で複数の投票としてはいう案です。

○川嶋委員

はい。そうですね。しかも 30 名ですので、10、10、10 だと思いますので、そういう面では、選ぶ方の母体は、ほぼ平等になっているということだと思いますので、今、私が申し上げたような懸念はあまりないかなとは思いますが。ありがとうございます。

○光石委員長

環境学のようなところはどこと考えるかということはありません。しかし、ほぼ同数ですので、あとはもう良識に基づいて投票いただくしかないと思います。

○川嶋委員

そうですね。あと、もう一つ言えることは、私たちが今これ議論していること自体が、公表されることになりますので、この議論のプロセスは、ある意味で慎重かつ丁寧で透明なものかと、私は思います。これ自体に意義があると、私は思っております。ありがとうございます。

○磯委員

承継会員と新たな会員、ジェンダーにも考慮するという文言があったので、そこに、例えば部も考慮することを入れるかどうかについてはどうでしょうか。

○川嶋委員

はい。私はジェンダーの視点はすごく大事だと思います。おっしゃられたように、やはりこれからは、会長の資質というのがだいじですが、単に研究業績、人格、高潔とかだけではなくて、私は、やはり会長としての運営力、信頼され活躍できる力をお持ちであることが重要だと思います。そういう面ではやはりどの分野の方がそれに長けておられるかというのは、どの分野にもそういう方がいらっしゃると思っていますので、あまり分野にはこだわらなくていいのではないかと思います。ありがとうございます。

○磯委員

はい。わかりました。

○沖委員

議論を尽くすという意味では、やはりなんとなく今までのやり方と違う違和感があるのは、今まで曲がりなりにも、よくわからないけれども、新しい会員で投票して決めていたところ、その前の期の人たちが半分、あるいは幹事会とかを含めると、かなりの影響力を持って次の期の会長選挙に影響を持ってしまうというところが、なんとなく、やはり違和感がありますよねというのが私の感じですが。それをどう拭えるか、日比谷先生が領いてくださっているのですが、そこがとても大事な気がいたします。思いつきで申し上げて、これがいい

かどうか分からないですが、例えば分野別委員会から出していただく方は承継の方、もう今期で終わる方ではない方を各分野別委員会から代表として出してもらうとか、それがないと、これが正当化されないような気もするのですが、いかがでしょうか。

○光石委員長

川嶋先生、いかがですか。

○川嶋委員

おそらく、正当化の切り札は最後の投票だと思います。きちんと皆さんに投票権が与えられて、それが反映できるプロセスが総会で保障されていれば、それはそれで私はいいのではないかと思います。選択肢が全くないとか、あるいは新たな会員が全く被選挙権者にいないとかいうような場合には問題があると思いますけれども、最終的にやはり投票活動をするということは、自分たちが決める、最終的に決めたということだと思いますので、そのプロセスがどうかというのは、これは現在のこういう移行期でやむを得ないと思います。そのやむを得ないプロセスの中で、新しい会員の候補者を選んだ分野別委員会の委員なんかも責任を持って、そのプロセスに関与して、会長候補者を選んできたということを、きちんとご説明いただくしかないと考えます。しかも自薦も認められていますので、場合によれば極端な話総会の場で立候補される方もいらっしゃるかわからない。ちょっとよくわかりませんが。だからそれは、この移行期において、ある意味でやむを得ないことではないかと思います。それでも、最後に決めていただくのは、10月何日かに総会で集まった皆さんです。皆さんが決めてくださる、その選択肢を、きちんと私たちが透明なプロセスで作っていけば、それでいいのではないかと私は思います。

○沖委員

はい。よくわかるのですが、今回の対応は移行期だからというよりは、従前のやり方では、会員になって情報も不十分なままいきなり投票してくださいと言われても、という意見があったのに対応しているのだと思います。せめてその場で少しは、ちゃんと所信表明演説があると投票先を選ぶ参考になるという話だったと思います。ところが、その場で、はい、所信表明演説してくださる方いますかと言ってやるのは、あまりにも手順として乱暴なので、あらかじめなりそうな方を選び、また自薦も含んで、それらの方々から5分ずつと後に書いてありましたけど、発表してもらって選ぶという方が、何も材料なしに選ぶよりはいいでしょうという風に提案されているという理解です。今回、なぜこういうやり方をしているかということに関するこうした説明が繰り返されない、なぜ前の期から候補者リストが提供されるのか、という受け止め方になるのではないかなと思いました。ありがとうございます。

○光石委員長

これは、移行期だからではなく、毎回こうなると思います。

○川嶋委員

はい。私もそれは申し上げたかったことです。先生がおっしゃるように移行期だからという点については、私は間違っただけを言ったかも知りませんが、少なくとも沖先生がおっしゃられたように、前よりは今は良くなったと思います。今は前より良くなり、こういう良くなった慣行なりプロセスがこれから承継されていけばいいと思います。その意味で、今回は最初の試みではないかと私は思いました。ありがとうございます。

○光石委員長

本当は、10月以降にこの一次段階の選考を実施すれば何も問題はないです。しかし、それでは、会長が決まるのが遅くなってしまうと思います。それでもいいのであれば、次期になってから全てを実施すればいいでしょう。しかし、そうもいかないのではないかとというのが実情ではないかと思えます。

○沖委員

動議を出して、光石会長が3ヶ月間、代行を務めていただくとかするのはどうでしょうか。

○川嶋委員

いや、それは会員の身分がないので、厳しいのかもわかりません。光石会長が。でも年齢的に多分ちょっと無理ですよ。

○光石委員長

年齢は、今度延長されるので大丈夫です。

○川嶋委員

あと6年ないと新会員にはなれないということですので、3ヶ月だけの暫定というのはちょっと厳しいかなと思います。すいません、細かい話で。

○光石委員長

時間が来てしまいました。最後、三枝先生、お願いします。

○三枝委員

短く言いますが、新しい会員から見て、会長候補者が前の期の人によってほぼ決められている感を少し拭うのであれば、一つは、この会長候補者の人数はやはり5名だとちょっと少ないかなと思うところもあるので、少なくとも10名に近い、あるいは12とか15とかでもいいのかもしれないと思いました。ちょっと多いかもしれませんが、そのぐらい候補者があれば、例えば、一部、二部、三部それぞれ何人かずつ、承継の人と、新規の人と、例

えば2人ぐらいずついるような状態だとわかりやすいのかもしれませんが。そして、そのぐらい少し多めの会長候補者を揃えた上で、前の期の決めた人たちの中に、会長になってほしい人がいないと思う会員は候補者に上がってない人にも投票してよいとか、そのくらいする。

○光石委員長

基本的に候補者に挙がってなくても投票は可能とします。

○三枝委員

それはオッケーですね。そのくらい選択肢があれば、新会員の気持ちで見た場合でもそれほど違和感はないと思いました。それから、選考委員会は、いろいろ事情があるでしょうけど、これは割とわかりやすくしておいた方がいいと思います。分野別委員会の委員長、またはその人が指名した者、それから一、二、三部の部長と副部長をイメージして各部から2名まで入れるとかにすると、この人は会員に推薦されているのかいないのかとか、あまり考えずに、だいたい部ごとの人数が揃うので、その方がわかりやすくいいかなと思いました。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。今日は結論を出せないで、今日の議論をまた事務局にリバイスしていただきます。明和先生から手が挙がっていますので、最後ということをお願いします。

○明和委員

今日は、会長候補者選考委員会までの議論ということでよろしいですか。

○光石委員長

その他の件も議論しましたが、メインはそこでした。

○明和委員

意見交換会の場で、非常に多くご意見いただいた点がありました。それは、10月の最終の決選投票の時に所信表明演説を候補者からいただくことについてです。候補者より一方的にプレゼンテーションされると、皆さん素晴らしい先生だけれども、法人化された日学の今後をどう強化していくかという点においては、おそらく方向性は違うだろうと。例えば、一番非常に現実的なのは、外部資金をやはり取れる部、あるいは取ってくるチーム、研究者が、やはり研究リソースあるいは日学のリソースというものを、比例配分するほうがいいということを主張される先生方もいらっしゃるようです。そうした点を考慮すると、会長がどのような方向性で日学の三部制を維持していかれるかを聞きたい、といったお声もありました。しかし、10人候補者がいたら10人のプレゼンテーションを聞き、かつ会員から色々こ

うしたご意見もいただくとなると、かなり時間がかかるな、と思いながら聞いておりました。以上です。

○光石委員長

はい。その点については、また次回以降に議論したいと思います。10人候補者がいるとすると5分でも長いかもしれません。いずれにしても、今日はここまでとしまして、次回引き続き議論したいと思います。次回は5月12日火曜日の10時からの開催となりますので、ご出席ください。本日はどうもありがとうございました。